

第2回小田原市市民活動推進委員会 会議録

- 1 日 時：平成25年8月15日（木） 午後2時～午後4時40分
- 2 場 所：小田原市役所 601会議室
- 3 出席者：前田委員長、神馬副委員長、島村委員、久積委員、毛利委員、栢沼委員、柳川委員、山崎委員（田代委員・片野委員欠席）
事務局：石井課長、小川副課長、桂主査、小澤主任、木村主事
- 4 資 料：
 - ・次第
 - ・資料1 市民提案型協働事業（平成26年度実施分）
第一次審査結果一覧
 - ・資料2 中間支援組織について
 - ・資料3-1 小田原市における市民活動支援施設の現状と今後について
「国際交流ラウンジ」
 - ・資料3-2 小田原市における市民活動支援施設の現状と今後について
「サポートセンター」
 - ・資料3-3 小田原市における市民活動支援施設の現状と今後について
「女性プラザ」

5 会議内容

■ 開会

委員長：ただいまから、第2回小田原市市民活動推進委員会を開会する。最初に第1回を欠席された神馬委員・栢沼委員よりご挨拶をいただく。

（神馬委員・栢沼委員挨拶）

委員長：本委員会の会議は、原則公開となっているのでご承知おきいただきたい。議事に入る前に、事務局から配布資料の確認をお願いします。

（事務局 配布資料の確認及び本日の流れの説明）

■ 議題1 市民提案型協働事業について

委員長：それでは議事に入る。議題1 市民提案型協働事業について、7月26日に部会を開催し、第一次審査を実施した件について委員会に報告する。詳細は事務局より資料に基づいて説明をお願いしたい。

（事務局 資料1に基づいて説明）

委員長：ただいまの説明で何か質問はあるか。

委員：不通過となった事業において、審査項目すべてにおいて基準に全くとどかなかったのか、別に支援プロジェクトがありそちらに回ったのか、どのような判断があったのか教えていただきたい。

事務局：今回の審査では、すべての審査項目の平均点が3点以上の事業及び、平均

点3点未満の項目が一つのみの事業を第一次審査通過事業と審査会で判断されたことから、不通過事業については3点未満の項目が2つ以上あったということである。別の事業に回ったということはない。

なお、すべての不通過事業に、不通過の理由や団体独自の活動を支援する市民活動応援補助金の利用など、事業ごとに審査員のコメントを添えている。

委員：そのようなコメントを添えられれば団体の方も理由が分かったと思う。

委員長：毎年、市民活動応援補助金の申請事業の審査を本委員会が行っているが、こちらにも不通過事業にコメントを添え、その理由が団体に分かるようにしている。

委員：審査結果の全体を見て、何か共通に足りなかった項目や傾向はあったか。

事務局：審査項目に協働で実施することによる「必要性」「相乗効果」「役割分担」という3項目があったが、他の項目に比べて平均点が低かった。中には、市に求められる役割が費用負担に特化している事業もあり、「協働」の項目における評価を下げた要因になったと思っている。

委員：先ほど話のあった市民活動応援補助金と市民提案型協働事業の色分けや特色の違いは何か。

事務局：市から資金的な支出がある点が共通点となる。相違点は、市民活動応援補助金は団体の自主的な運営により、独自に事業を実施してもらうもので、市民提案型協働事業は団体と行政にそれぞれ役割が必ず存在し、その役割分担のもと、両者が協働して事業を実施する点である。

また、補助金は30万円、協働事業は100万円を市から支出される費用の上限としており、上限額も異なる。

委員長：まだ最終的な通過団体は決まっていないが、第一次審査通過団体の中には、市民活動応援補助金のステップアップコースを3回続けて受けた団体もある。補助事業はあくまでも団体が個々に事業を行い、そこに一部行政が補助金を交付する仕組みだが、市民提案型協働事業は、申請書に団体と行政の役割をそれぞれ記載する欄があり、協働して事業を行うことが前提となっている。

一点確認したい。現在一次審査通過団体と市担当課とで協議をしている最中だと思うが、その協議の過程に地域政策課は加わっているのか。あるいは、協働のあり方等について関わっているのか。

事務局：市担当課と団体が既に別の事業等で関わっていて、良好な関係を持っている場合もあるので、市担当課へは、協議の場に地域政策課の同席が必要であればお声がけくださいと伝えている。

協働のあり方については、協働事業のガイドラインを説明会でお渡ししているが、二次審査通過団体には改めて配布し、協働事業の進め方を確認していただきたいと思っている。

委員長：初めてのことになるので、地域政策課には必要なサポートを行っていただきたい。

委員：この後、第二次審査があるが、実施方法や審査項目などが決まっていたら教えてほしい。

事務局：第二次審査実施要領ができた際に改めて詳細はご説明するが、審査及び選考方法については、第一次、第二次ともに、事業提案を募集する際の応募の手引きに示している。

第二次審査については、公開プレゼンテーション形式で、事業説明を行っていただき、申請書類とプレゼンの内容を総合的に評価し選考する形となる。プレゼンの後に審査を行うので、第一次に比べ時間がかかる。なお、審査は第一次同様の組織体で行う。

■ 議題2 中間支援組織について

委員長：議題2の中間支援組織について、私から説明をさせていただき、説明後質問などがあれば寄せていただきたい。

今回、第6期の市民活動推進委員会においては、前回（第1回）の委員会で市長から諮問を受けることになった。その内容は、小田原市における中間支援組織のあり方を考えるということで、話は「中間支援組織」に集約されることになる。12月中に議論をまとめる必要があることから時間も少ない。次回の委員会から、これらにかかる議論を始めることになるが、その基本的な知識として本日はお話しさせていただく。

最初に、小田原市を事例に中間支援組織のイメージをつかんでいただき、2点目になぜ今、中間支援組織が注目されているのかについてお話しする。3点目として、中間支援組織について議論するにあたり、2つの点が必要だと考えており、どういう組織が担うのか、また、そこで何を行う必要があるかを中心に本日はお話しする。

最後に、本委員会では既存の中間支援組織にとらわれることなく、小田原的モデルのようなものを提示していきたいので、それに向けてどのように考えていけばいいのかお話しする。

最初に小田原市における中間支援組織についてお話しするが、「中間支援組織」という言葉には明確な定義はない。小田原市では「市民活動サポートセンター」が中間支援組織に位置付けられている。通称「サポセン」と呼ばれるこの施設は市民会館の4階にある。この小田原市の施設は、指定管理者として市民活動団体が運営している。

歴史を少し振り返ると市民活動サポートセンターが開設したのは、平成13年4月1日だが、当初は公設公営で小田原市が正規職員と臨時職員を配置して運営していたが、平成16年～平成18年は「市民活動を支える会」に

業務の一部委託をし、平成18年4月から3年間は指定管理制度を導入して、同団体に管理運営をお願いしている。その後、更に5年間、同団体に指定管理者として担ってもらっている。来年3月31日でこの指定管理者の指定期間5年が一区切りになる。

現在、市民活動サポートセンターがどのような活動をしているのかについて、サポートセンターのホームページを使って事務局より示していただく。

(事務局よりサポートセンターのホームページに基づき説明)

- ・ホームページの内容と管理運営（指定管理業務）について説明
- ・館内の施設・機材（部屋・印刷機・ロッカーなど）の説明
- ・ホームページに掲載してあるサポートセンター事業の紹介

委員長：今説明のあった市民活動サポートセンターについては、議題（3）「小田原市の市民活動支援施設について」の資料3-2で紹介があるので、詳細についてはその際に確認いただきたい。おだわら市民活動サポートセンターは、11月の文化の日の次の日曜日くらいに恒例で「サポセン祭り」という大きなイベントをやっているの、ご存知の方もおられると思うが、そのようにサポートセンターが主催者となって行っているイベントがあることをご理解いただきたい。現在「お城通り地区再開発事業」が動いており、小田原駅東口側の駐車場を再開発して建物を造り、そこに市民活動サポートセンターが移転して新しい機能を果たす、ということが議論されている。その意味でも、現在のサポートセンターをどういう形で中間支援組織として発展させるかが大きなポイントになると思う。

そこで、中間支援組織とはどういうものなのかということだが、先ほども申し上げたとおり、千差万別で捉え方は必ずしも同一ではない。まず、中間支援組織という言葉は国・神奈川県、また小田原市においても法令上の用語ではない。他の自治体では位置づけているかもしれないが、一般的には法令に載っている用語ではない。だが現実のほうが先に進んでおり、法令で明確に定義していなくとも、現在は各自自治体でこのような組織を持っている。中間支援組織について調べていると、よく引用されているのが、内閣府で行われた調査研究において一定の定義をしているものである。ただ、これはかなり古く、2001年に出た報告書の中に盛り込まれている。それによれば、「多元的社会における共生と協働という目標に向かって、地域社会とNPOの変化やニーズを把握し、人材、資金、情報などの資源提供者とNPOの仲立ちをしたり、また、広義の意味では各種サービスの需要と供給をコーディネートする組織」（内閣府『中間支援組織の現状と課題に関する調査報告』）となっている。

なぜ内閣府なのかということについて補足をすると、日本にNPO法が制定されたのは1998年で、当初この法律を所管していたのが中央省庁では経

済企画庁であったが、2001年の中央省庁の再編成において市民活動の所管が内閣府に移り、このため調査研究も内閣府によって行われることとなった。現在はNPOの認証の仕方が変化しており、以前は複数の都道府県にまたがって活動している場合は内閣府が所轄庁であったが、現在は主に活動している都道府県となっている。このように広い定義の仕方なので、当委員会ではこの定義にとらわれることなく、参考程度にして自由に議論していただきたい。ただ、いくつかポイントがあると思われる。「多元的社会における共生と協働」とあるが、自治体では最近頻繁に協働という言葉を使っている。小田原市でもTRYプランの中で「協働のまちづくり」というものが定着しているが、まず「協働」ということを前提においてこの中間支援組織を考える必要がある。

次に「地域社会とNPOの変化」ということだが、「NPO」という言葉が明確に使われており、これは「Non Profit Organization」の省略形で、日本語に訳すと「非営利組織」や「民間非営利組織」である。NPOについてよく誤解されるのが、このあとに紹介するNPO法に基づいて認証された組織のみがNPOであるというものだが、これは正しくない捉え方で、NPO法人になる前の市民活動団体もここに含まれるということが重要である。また、「地域社会」として考えると、分野別に活動しているNPOだけではなくて、自治会・町内会などの地域活動団体や、コミュニティビジネスを行っている民間の企業もこれに含まれるということになる。そのあたりも念頭において考える必要があるのではないかと思う。もちろん行政も大きなアクターであり、行政と地域活動団体・市民活動団体の協働も当然考えていく必要がある。もとより現在のサポートセンターでもそういうことは積極的な役割として担っていくわけで、市民活動団体相互の連携・協働も重要になってくる。このような形で広く定義しているのも、みなさんからもぜひ積極的に意見を賜りたい。

次に「ボランティアから市民活動へ」についてお話しする。以前聞いたところでは、現サポートセンターができる前は小田原市にはボランティア活動センターというものは特になかったとのことだった。私が市民活動を研究するようになった初期は、川崎市を主な研究のフィールドとしていたが、川崎市には非常に先進的な市民活動団体がたくさんある。小田原市の市民活動応援補助金に該当する市民活動に対する助成金も、桁が違う金額を計上しており、一番金額が高いコースでは1団体1事業に対象経費70%以内で200万円を出している。

その川崎市には以前ボランティアセンターがあり、市の所管が福祉民生系であった。当時のボランティアセンターは障害者福祉・高齢者福祉などの福祉系のボランティアが中心であった。もちろん河川の清掃などの環境系もあ

ったが、比率が福祉系のほうが高かったのでボランティアセンターは福祉系に属していた。そのころ、後に川崎市の市民活動推進委員会で委員長を務めることになる法政大学の武藤博己教授が中心となった研究会のメンバーに入り、彼らと共同研究をするうちに一つ疑問に思ったのが、ボランティアをかなり狭い範囲で捉えているのではないかということであった。ボランティアはあらゆる分野に関係するものであり、福祉民生系の所管にしておくことは、ボランティアの実態と市役所側の所管にミスマッチが発生しているのではないか、市民局（川崎は政令市なので局がある）系に移すべきであると提案したところ実行され、現在は市民・こども局所管の公益財団法人川崎市民活動センターで、ボランティアも含めて市民活動一般の推進を担っている。

もう一点、ボランティアの事業は特定の分野だけではなく、全市的なさまざまな分野に関わっているということと共に、当時新たな動きとして出てきたのが、いわゆる市民事業というものである。ボランティアの定義というのは、自主性、無償性（有償もあるが通常は無償）や継続性など難しいが、市民事業というものは、市民が、いわゆる会社組織を立ち上げるのではないが対象者から会費を徴収する、サービスのたびに利用料・使用料を取るなどのお金を取るサービスをすることである。しかし営利事業ではない、市民事業として非営利で行うという分野がこの頃どんどん生まれてきていた。

一つ例を挙げると、川崎市で市民活動の人たちが環境に優しい石けんを作ろうということで団体を立ち上げた。石けんを作って販売するという行為は一見営利事業のようだが団体の人たちはそれでお金を儲けようとは考えていなかった。ところが当時はNPO法がなかったため、何らかの法人にしようとするとう株式会社化するしかなく、「榊川崎市民石けんプラント」を設立した。その後NPO法ができて少し経ってから、「特定非営利活動法人川崎市民石けんプラント」として衣替えし、非営利活動を行っている。非営利になっても、販売するということが金銭の授受が発生するわけで、これも一つの典型的な市民事業である。そういった市民事業がどんどん出てきて、地域において理解されるような状況になってきた。そうなるとう事業はボランティア活動とはかなり異なるものなので、市民活動という広い概念を新しく作ることによって、伝統的なボランティアと新しい市民事業、二つのことを含めて市民活動という捉え方をするようになってきた。

さらに1998年に特定非営利活動促進法が制定されて、追い風が吹いた。それまでは何らかの法人になろうとうとすると、株式会社や当時の財団法人などしかなかった。財団法人は多額の基金を集めなくては設立できず、当然市民活動団体ではハードルが高すぎて到底できない、多くの団体が任意のまま活動せざるを得なかったのが、NPO法ができたことにより簡易に法人化する仕組みが整った。2013年6月30日現在、日本でNPO法人として認められ

ている団体が47,833と、あっという間に増えている。余談ではあるが、1998年3月に法律ができて12月1日に施行されたが、市民活動が非常に活発な神奈川県では、たくさんの団体が来ることを予想して県庁では大勢の職員が待ち構えていたところ、初日はがらがらであった。やはり最初はハードルがかなり高いのではないかと考えられていて、NPO法人になる団体はそれほど多くなかった。時を経るに従いどんどん増えてきて、現在は申請中の団体も含めて4万9千くらいあるので、来年の今頃には5万くらいになるのではないかと思われる。

このように簡易に法人化できるようになったことが追い風になって多くの団体が日本国内でNPO法人になっており、今小田原ではNPO法人が72団体、横浜では1,000を超える団体がそれぞれの地域において分野別に活動している。これだけ多くのNPO法人があるのだから、地域において法人が連携・協力してもらえらる場を作っていく必要性が出てくるが、その場というのが中間支援組織ということになる。それなりの規模の都市では、たいてい小田原市のサポセンに類似した中間支援組織を持っているというのが現状である。

現在のおだわら市民活動サポートセンターがまさにそうである「指定管理者」という仕組みについてだが、かつての管理委託制度では、基本的には市が出資した団体や、あるいは公共的団体としての会社組織ではない農協や漁協のような組織しか、市の公共施設を運営できなかった。2003年の地方自治法改正で指定管理者を導入することで、民間にも対象を広げるものになった。当初は民間企業がたくさん参入することが予想され、実際その通りではあったが、それ以上に活発に指定管理者になっているのがNPO法人である。

全国的に調べると、中間支援組織を市民活動団体が運営している状況はたくさんあるし、子育て支援の組織も指定管理者としてのNPOが担っている例がたくさんある。これはおそらく予想以上の動向ではないか。そういう意味でNPO法人が中間支援組織を担っていくということが、大きな一つの流れとして生まれてきているのではないかという認識を持っている。

次に「組織」の議論と「場」の議論に移るが、中間支援組織というものを考えると、冒頭でも述べたとおり、「組織」の議論と「場」の議論をどうして行くか、このあたりが今後の委員会においても、みなさんからさまざまな意見をいただきたいところである。

まず、どういった組織が担っていくのが望ましいかということだが、一般的な分類でいくと、「公設公営」「公設民営」「民設民営」がある。「公設公営」はできた当初のおだわら市民活動サポートセンターがまさしくそうで、市が設立して市の職員が運営していたが、現在は「公設民営」で、市の施設ではあるが民間のNPO法人が運営を担っている。「民設民営」はもっとも理想

かもしれない形で、民間で設立し民間が担う、これも大いにありうるのではないか。

例えば、中間支援組織をどう捉えるかにもよるが、有名な組織として「特定非営利活動法人日本NPOセンター」という所がある。ここはまさに民間が主体になって設立し、民間が中心になって運営しているのだが、日本にどんなNPO法人があるのか調べる検索システムを、内閣府よりも先にいち早く分かりやすい形で作ったのがここである。ホームページの“NPOヒロバ”を見ると、日本のNPO法人にどのようなものがあるのかを都道府県別、分野別などで検索できるシステムが整っている。

私が大学で教えている科目に、市民活動団体にインターンシップをしてもらうというものがあり、学生には自分たちで受け入れてくれる団体を探すようにさせているが、その際の資料の一つがこの検索システムである。こういう団体は行政が乗り出して作ったものではなく、このような中間支援組織が必要だという需要を先取りして、NPOに対して造詣の深い人たちが集まって組織を作って担っている、こういう例である。小田原市の場合今後どう考えていくかだが、お城通り地区再開発事業は決まっても、どういう機能をどういう方式でやるかという所までは確定していない。

例えば現在はサポートセンターを「市民活動を支える会」という一つのNPO法人が運営をしている。その運営の形をそのまま新しい施設に移行することになるのか、そのあたりも含めて議論していただければと思っている。資料に「運営委員会」方式と書いてあるのは、今までの既存の中間支援組織の考え方に捉われない、これは次の「場」の議論にもつながるのだが、運営をNPO法人と行政、あるいは自治会などの地域活動団体だけに限っていいのか、ということである。関わる人たちはもっと多様なのではないか、そうすると多様な人たちで運営する場合、例えば「運営委員会」方式のようなものが考えられる。もちろん運営には金銭的な側面があるため「運営委員会」だけで全部を担うことは難しいと考えるが、一つの方法として検討することはありうる。

何をそこで行うのか、どういう機能を持ってもらうのかということについては、これも委員のみなさんから斬新な意見をいただきたい。まず施設をきちんと管理していくことは大前提として重要なことである。問題はその後で、先ほどから申し上げている通り、そこにどういう人に来てもらって、どういう形で交流を深めていくのかということが重要になってくるのではないかとということである。

当然今までも行われていることであるNPO法人同士の交流も必要であるし、あるいはNPO法人と一般の個々の市民との交流も必要であろう。もちろんNPO法人と地域活動団体（自治会・町内会など）の交流も必要で、

これは以前、第1回の委員会でも言ったが、当委員会の3・4期でかなり集中的に議論したのだが、なかなか進んでいない。これは小田原市だけではなくて、他の自治体でもそうである。こういうものを今後ある程度の目的を持って達成する仕組みも必要なのではないか。また、NPO法人と企業の連携もある。先ほど石けんプラントの事業例をあげたが、今日本中にコミュニティビジネスというものが拡大してきている。コミュニティビジネスは広く見ると、NPO法人がやっているものもあれば株式会社としてやっているものもある。

これらは千差万別でどこから線を引いていいのか。組織として、株式会社は営利法人で収益を上げることを目的としており、一方でNPO法人は非営利であるから金儲けが主ではないが、NPO法人がやっている事業でも収益が上がっているものもある。非営利とは、個人に儲けを帰属させてはいけないということであって、収益を禁止しているわけではない。そのグレーゾーンをうまく活用することによって、小田原市という地域の活性化というものが図れるのであれば、積極的に連携していいと思われるし、NPO法人でやっていたものが起業のきっかけとなって、小田原から地域発信型の新しいビジネスが会社組織として生まれるのも構わないと考えている。

北海道の事例で、風力発電を推進するNPO法人が、それをもとに株式会社を設立し、電気を販売するという仕組みをつくった事例もある。世の中はどんどん進んでいるので、市民事業という観点から見て、NPO法人と企業、あるいは企業との連携もこれからは重要ではないかと考えている。情報の集約・管理・発信については、先ほど示していただいたように、おだわら市民活動サポートセンターのホームページは、以前と比べて見違えるように一新された。これだけ市民の価値観も多様化してくる、いろいろな主体がいろいろなサービスを供給してくる、受け手もサービスに対していろいろ期待を持つ、人によって求めるサービスが違ってくるようになってくると、情報というものが当然必要になってくる。情報を積極的に発信していくという機能は当然必要になってくる。また、NPO法人を支援していくという機能をどうやって持たせていくかということについては様々あって、市民活動をしている団体として当初支援してもらいたいのは、どうすれば法人になれるかということで、そのことについては実はそれほどハードルは高くない。地域政策課にも相談に来る人はいると思うが、10人社員が集まって理事会が構成されて定款があつてなど、いくつかのハードルを越えればNPO法人になれるのだが、始めた当初の方は定款を作るということすら覚束ない。立ち上げ支援を初期には特化してもよいと思うが、そういう支援を市役所ではなく中間支援組織が活発に行えるようになることも必要ではないかと思う。どういう機能を持たせるかということの一つの分かれ道であるが、何らかの調査研究

機能を持ってもらい、そこで提言をすることがあってもいいのではないかと考えている。

また、これは一つの理想であり、この中間支援組織をどういう組織にするかにもよるが、「基金」のようなものを作りたい。現在は小田原市市民活動応援補助金として、市が補助している方法を、中間支援組織に「基金」をつくって運営する方法である。その基金にはもちろん市も拠出する。一番望ましいのは、市民や企業が寄付をすることにより基金が膨らんで、その基金を使いながら、現行の応援補助金を衣替えして、何らかの財政的な支援ができるようになることである。そうすれば、年度に拘束される市役所の補助金に代わって、基金ならば弾力的に募集することができる。これはかなり将来的な課題になるかと思う。

まだまだ機能を考えていくことはたくさんあると思うので、ぜひ委員のみなさんからは意見をいただきたいと思う。その意見をもとに「小田原モデル」を考えたい。他の自治体を参考にするのは構わないし、できないものはできないで仕方がないが、最初から100%など求められていないのだから、どこもやってないからできないなどということは考えないようにして、とにかく意見を出していただきたい。その意見をある程度まとめて「今はできないこと」「長期的な課題」など仕分けして、できるだけよりよい中間支援組織ができることを望みたい。私からの報告は以上にさせていただく。何か質問があればお願いしたいがいかがか。

委員：民設民営というのがよくわからない。どこかが作り、ほかのどこかがやるということか。

委員長：新しい施設は事業協会が箱物を作ることになる。事業協会というのは法人形態上では一般財団法人であり、公益性は高いけれども組織としては「民間」になる。そのため、施設は民設になる。今後この委員会で議論するが、少なくとも民設公営はありえない。どのように地域の方々に参加してもらうか、また、どこかのNPO法人が担うかはわからないが民設民営ということになる。

例えば、地域において、大金持ちの人が遺産を相当持っておりそれを公共的なことに使いたいと考え、その遺産を市に寄附したとする。その寄附を市が直接ではなく、民間の基金に移して、民で施設を作り運営も民でやれば、行政は直接お金を出していないので、民設民営となる。あるいは、地域の市民活動をやっている人たちが自主的に集まって、会費を出したり寄附を募ったりしてそれを原資とする。箱物を建てなくても、ビルのワンフロアを借りて、運営自体もNPOがやれば民設民営となる。民設民営は非常に幅が広い。事業協会のように行政に近いところが「民」である場合と、純粋に市民活動団体が集まった「民」である場合が考えられる。今回議論する内容というの

は、誰が造るかではない。施設を造ることはもう決まっているので、どういう組織がそれを担い、何を機能として持たせるかという部分が中心になる。

委員：一つの都市に中間支援組織が一つである必要はあるか。

委員長：その必要はないと考える。

委員：市民活動には様々な分野があるが、例えば福祉の分野の活動であれば、各都市にある社会福祉協議会が中間支援機能を担っている。あるいは、阪神淡路大震災が起きた後の、いわば生活復興の中で関西地域では多くのNPOが生まれ、育っていったという歴史があると聞いている。NPOが中間支援組織として、ほかのNPOを支援し、特にインターネットの普及促進の分野が大きかったとのことである。その後もそれらのNPOは中間支援組織として確立してきており、中間支援組織が民間であっても違和感はないと思う。

委員長：まったく違和感はない。1998年にNPO法ができた当初は活動分野が12分野となっていたが、それから改正をして17、20分野と増えた。それらの分野の最後にあるのはNPOへの協力・支援というものである。日本NPOセンターのように、協力や支援を行うNPOは日本でどんどん出てきている。

様々な分野で活動しているNPOを支援するためのNPOが出てくることも好ましいと思う。そういう支援をするためのNPOは小田原市にあるか。

事務局：該当するのは、まさに今、サポートセンターの指定管理者をしている「NPO法人市民活動を支える会」である。

委員：中間支援組織は市に一つである必要はないということだが、情報の収集や提供などは、あらゆる分野の情報をまとめられた施設である必要があると思う。

委員長：そのとおりである。現在のサポートセンターは市の施設で、民間に運営をお願いしている。市の施設であるということから、特定の分野というものを私たちが議論することはなく、全市的全分野的を前提としている。それ以外にNPO団体が自主的にたとえば福祉について支援をする機関を作るとは全く問題ではない。その機関のホームページとサポートセンターのホームページをリンクさせ、福祉についてはより細かいものがこちらにある、というのでまったく構わない。

委員：運営委員会の機能が効果を示すのはどのようなやり方であるのか。どうすれば多様な意見を取り入れられるのか。

委員長：運営委員会を作るのが望ましいというわけではなく、そういった運営もありえるということを述べただけであるが、例えば、一つの団体に、全面的に運営をお願いした場合、コミュニティビジネスや起業をやる方々の視点をうまく取り入れられるのかという疑問が出てくる。どういう機能を持たせていくかについて、今までより拡大した部分をやっている人たちの意見を聞こうとすると、そこが入らない可能性もある。一つの団体にお願ひしないという

手もあるが、いずれにしても日々その新しい場を運営する場合の方向性などについて、多面的な意見を集約するには、運営委員会のようなものがあるのも良いのではないかと提示した。

委員：団体の数も増え、分野が広がっている中で、多くの意見を取り入れ、活動を活発させるにはどういう方向がいいのか迷うところである。

委員：先ほどおっしゃっていた基金には賛成で、できたらいいと個人的には考えているが、そういうことも含めて運営委員会が取り決める事項となるのか。

委員長：今はそこまで考えていない。基金というのは、利息の部分で動かすのは難しく、行政が出資した元手を取り崩していくのが現実的である。前回の委員会で説明があった、指定NPO法人制度という市民税優遇の仕組みもあるが、まだまだ寄附をする市民は少ない。アメリカに比べると日本には寄附文化が根付いていない。アメリカでは選挙前に多くの寄附が集まるが、日本ではなかなか集まらない。寄附文化というものをどのように醸し出していくかが大きな課題であり、このことはこの委員会で議論するだけでは解決しない。

委員：今後、多様な方々が関わっていくと予想される中で、どうしても運営委員会が必要であると思う。サポートセンターがこれまでやってきた中で、運用面での課題などがあれば、新たに起こしていく議論のヒントとなる。その辺りは整理されているのか。

事務局：このあとの議題で出てくる現行のサポートセンターの資料もあるが、明確に課題として洗い出してはいないものの、これまでやってきたことの中で、よいものや、また、今後伸ばしていきたいことを挙げている。それらを議論する中で課題が見えてくればと考えている。

委員：私は市民活動については素人であるため、現状でどのくらいの進歩や課題があり、移転をするにあたって市が目指すべき方向はどのようなものかをしっかり聞いて、議論のもとにしたい。

委員長：現状の評価をしないと改善は求められない。

委員：指定管理者制度が導入されて以降、多くのNPOが参画してきているという話があった。市民提案型協働事業では、行政と市民活動団体が役割分担を明確に意識しているからよいと思うが、日本には指定管理者を受託するNPOが沢山ある。そうすると、選考という手続きを経て、受託する団体が決まっていく中で、そのままずっと受託し続けられるのであれば、スタッフや技能を揃え、資金も用意することになる。管理運営委託に限らず、行政の事業を受託していくことが、本来の目的であるNPOや市民活動団体を育てていくという面で、果たしてプラスであると言えるのか。

委員長：プラスの面とマイナスの面が両方ある。例えばあるNPOの仕事の100%が指定管理者の業務となると、団体自体の発展性には疑問が残る。市の仕事を請け負うために設立し、請け負うことがなくなったら仕事がなく

なるというようになってはいけない。当初は自分たちの仕事の100%が指定管理者の業務かもしれないが、団体としての業務がだんだん拡大し、100分の30が指定管理者の業務となれば、その拡大している部分についてその団体が発展していると言える。ただ、そもそもNPOが拡大していかなくてはならないのかという議論もある。例えば、団体の構成員の80%がほかに仕事を持っており、空いている時間をうまく使って市の仕事をしている。もし市の仕事が無くなれば解散をしてもよいという団体があっても構わない。市民活動はそういうもので、組織で活動を継続することをミッションとしている訳ではない。また、NPO団体が経費の節減をしながら、サービス向上をしていこうという波に乗り過ぎるのもよくないと思う。

委員：行政が本来の事業を執行することさえ難しくなっている中で、専門分野については専門の株式会社をお願いします。あるいは市民活動団体の力を借りてこそ充実した事業が実施できるものはどんどん委託をする。そのような委託はますます広がっており、今後も広がっていくであろう。市民活動団体なりNPOが、行政からの仕事を効率良くさばくことに力を注ぐ、そこが本来の市民活動団体の発展という視点では、ネックになりはしないかという考えを持っている。

委員：非営利と営利の線引きについてお聞きしたい。先ほど石鹸の話があったが、それが予想以上に売れ、利益があがってしまった時は、現在の機関ではどのように線引きをしているのか。また、それが指定管理者で運営されるとなった時は、どのように線引きをしていくのか。

委員長：NPOがやっているのは非営利事業である。料金をとって提供するサービスにおいて、団体が効率的に業務を進められ、いわゆる収益が出てしまった場合、その団体を構成している個人に帰属させず、それを新しい事業に使うならば問題はない。個人に帰属させると、完全に営利事業となってしまう。この委員会で議論する中間支援組織が、収益を上げる事業を行うかは白紙であると思うが、例えば指定管理者一般でいうと、市の方からの指定管理料とは別に、自主事業を行うことを認められている場合がある。

事務局：収益を上げる事業を認めてはいないが、ソフト面である自主事業はどんどんやってもらっている。そこが指定管理者を導入したメリットでもある。

委員長：行政が直営でやっていたら発想ができないような事業を行っている。ただ収益は上がらない仕組みになっている。そこで線を引いている。

委員：収益がなかなか上がらないため、サポセン祭りなどに出店していると聞いた。ギリギリのところまで活動しているのはわかる。

■ 議題3 本市の市民活動支援施設について

委員長：それでは次の議題3本市の市民活動支援施設について、事務局より資料に基

づいて説明をお願いしたい。

(事務局 資料3-1～3-3に基づいて説明)

委員長：ただいまの説明で何か質問はあるか。

委員：おだわら女性プラザは、「女性団体及び女性に交流、情報交換または活動の場を提供する」とあるが、男性が入っているとどうなるか。

事務局：女性団体というと女性の権利のために活動していて、女性しかいない団体もあれば、男性が会員として入っている団体もある。当然ながらそういう人は利用できる。女性に視点を置いた施設ということである。

委員長：男女共同参画のNPOに入られて、実際に団体の活動を担っている男性もたくさんいる。

委員長：この3施設は、全部歩いて回ると何分ぐらいかかるか。

事務局：移動だけで15分くらいだと思う。

委員長：既に行かれた経験のある方はよいが、希望する委員は一度見学するのもよいと思う。事務局で御検討願いたい。

委員：サポートセンターの裏面の「今後期待する事業展望」の中で、「拡充したいこと」の2点目に「市民活動団体と地域活動団体（自治会）をつなぐ事業」というのがある。今年7月末、各自治会長と市民活動団体との交流事業があったが、自治会長の反応が、新たな風が吹いたといったような印象で、その後の定例会などで話に出ている。既存の各自治会の事業の中で、少しずつ無理なく入れ込むこともできるし、また新たな事業立ても考えられる。自治会の年間行事が固定化している面もある中、この交流事業によって視野が広がり、非常に効果があったと思われる。可能な限り各単位自治会レベルでも出席してくださいというような働きかけもした結果かもしれないが、当日は自治会長100人近くが参加された。地域活動団体（自治会）との関連性については、我々としても意識し、何か新しい仕組みづくりができないかと考えている。ぜひこの点も柱の一つに入れておいてほしい。

委員長：その件について、今後具体的に機能の議論をするときにもぜひ御発言をお願いしたい。

委員：おだわら女性プラザの拡充したいことの中で、男女共同参画の推進事業とあるが、市ではこの担当部署はあるか。

事務局：所管課は、人権・男女共同参画課になる。

委員：市の職員がやろうとしている事業と市民活動として市民が自主的にやろうとしている事業、これをどのように住み分けるのか。市でやろうとすると無理があるのかよくわからないが、その辺りはどのように違ってくるのか。

事務局：行政が女性施策を推進するため、この施設を設けてこれまで各事業を実施してきた。こうした行政としての施策展開の必要性は今後もあると思われる。また、女性団体の方々は、実際にこの場を活用されて自主的な活動を

されている。中間支援組織においては、そういった自立的な活動を支援していくことが求められる。行政の施策展開、また団体への支援、どちらも必要であると考えている。

委員：提案型協働事業があるが、これはそれぞれ分担してやっていこうという内容でよいか。

事務局：市民提案型協働事業については、市の総合計画の方向性に沿っているものという事業要件がある。申請された事業は、市としての位置付けが既にあるものを提案してもらっていることになる。

委員：市が男女共同参画を進めることと、市民がやろうとしていることが同じような内容になることは考えられる。その場合に協働してやっていこうという市民活動はたくさんあると思う。

事務局：行政と市民活動団体との意向がマッチし、一緒にやっていこうということはたくさんあると思う。それをより明確化できるような市民提案型という制度の創設のほか、行政からテーマを設定して協働相手を募集する行政提案型も既の実施している。

また、行政との協働を考えている団体の相談を受ける中間支援組織もあると聞いている。

委員長：市民提案型協働事業が導入される前でも、市の後援や共催はあった。今までも協力してやってきている。

委員：今までもそういう事業はたくさんあると思う。私もそういうものを経験してきているが、どのくらいそのような事業があるのか知りたい。

事務局：市役所全体を対象に、市民との協働により取り組んでいる事業の調査をした一覧がある。その中には行政と市民が同等の役割で行っている事業もあれば、行政は名義後援という形で関わるなど、いろいろな協働のスタイルがある。そういった集計資料があるので、情報提供できると思う。

委員長：「協働事業のガイドライン」には、いろいろな協働のパターンが示されている。

委員：市民活動サポートセンターの裏面の「今後期待する事業展望」で「新たに実現したいこと」の中に、「市内ボランティア情報の一元管理」というのがある。私は、仕事柄社会福祉協議会ボランティアセンターの情報を利用させてもらうことがあるが、それらも含めて情報を一元管理したいということか。

事務局：ボランティアという単語を出したときに、市役所を思い浮かべる市民もいれば、社会福祉協議会を思い浮かべる市民もいられると思う。実際にボランティアの情報を求める市民の数は年々増えてきているように思われる。今後期待したい事業として入れたというのは、新しい施設ということを睨んでいるのは当然のこととして、あそこに行けばボランティアに関する情

報は全部あるというふうになると、集いやすいし、交流もしやすくなる。情報はそこで全部得ることができるという場所が市内にあったほうがよいというのがあって、このように書かせていただいている。市役所や社会福祉協議会のほか、ボランティア情報は個々の団体も持っているので、仕組みとしても必要だと思うが、集める仕組み、集まる仕組み、それを運用する人というのが必要になると考えている。

委員：ボランティアに応募できる、そういう情報が目につきやすいところにある、検索しやすいということは大事だと思う。

委員：学校教育でも、いろいろな国の子が転入してきたときに、言語の関係で困ることがあり、その場合国際交流ラウンジに協力をいただくことがある。それから今、委員が言われたように、新たに実現したいことの市内ボランティア情報という中で、読み聞かせボランティア等いろんな活用ということで、情報が国際交流ラウンジだとかサポートセンターだとか、いろいろ点在しているものを、一つの施設にまとめるということは意味があるし、情報も一つにまとまると考える。そういう意味でもこの三つを一緒にするということは意味のあることだと感じる。

委員長：ボランティア情報などは、うまくシステムを構築して、日付や分野で検索できるとよい。民間の花火大会を案内するサイトなどは使いやすいシステムが出ている。ぜひ推進してほしい。

委員：具体的な例だが、私が美容院に行ったとき、先生とお客さんとの間で、去年の市民活動応援補助金の蛍を守る事業が良かったという会話がされていた。このような場所でもそういう話が広まっていくのであれば、美容院などの民間の施設に情報を設置してもらおうとか、そういうことも考えられるという経験をしたのでお伝えさせていただく。

委員長：皆様からは御質問というよりも建設的な意見を多数いただいた。ぜひ今後活かしていきたいと思う。

■ 議題4 その他

委員長：その他、事務局から連絡事項はあるか。

(事務局より事務連絡)

事務局：次回、8月30日(金)午後2時30分から市役所で開催する。既にお伝えしているとおり、神馬副委員長から委員提言をいただく。また、諮問に関するものの論点整理をさせていただく。

委員長：それでは、本日より予定されていた日程はすべて終了した。これをもって第6期、第2回目の市民活動推進委員会を閉会とする。